

宮内庁契約監視委員会 第36回会議

開催日及び場所	<p>令和8年2月17日(火)</p> <p>宮内庁第一会議室</p>
委員	<p>委員長 岸上恵子 (公認会計士)</p> <p>委員 柴垣明彦 (弁護士)</p> <p>委員 鈴木 靖 (元会計検査院第1局長)</p>
議事	<p>1. 抽出事案について</p> <p>① 令和7年度上半期 契約金額及び件数に関する統計</p> <p>② 柴垣抽出委員より抽出結果報告</p> <p>③ 抽出事案概要説明(各担当課長)</p> <p>④ 抽出事案審議等</p> <p>2. 宮内庁調達改善計画について</p>

1. 抽出事案について

審議対象期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日	
抽出事案	7	
一般競争入札	4	
最低価格落札方式	3	契約件名： 京都御所ほか火災報知設備等保守業務 契約相手方： 株式会社 シセイサービス 契約金額： 812,680円 契約締結日： 令和7年4月1日
		契約件名： 宮内庁病院患者給食調理業務 契約相手方： 株式会社 エム・ティー・フード 契約金額： 1,540,000円 契約締結日： 令和7年4月1日
		契約件名： 広報用写真・動画素材制作業務 契約相手方： 株式会社 博報堂プロダクツ 契約金額： 704,000円 契約締結日： 令和7年4月1日
総合評価方式	1	契約件名： 宮内庁公開システム基盤等改修及び運用保守業務 契約相手方： アクセンチュア 株式会社 契約金額： 179,960,000円 契約締結日： 令和7年6月24日
随意契約	3	
特命随意契約	1	契約件名： 航空機座席借上(外) ※5件を一括して審議 契約相手方： ①株式会社 JTBBizネスソリューション事業本部第四事業部 ②近畿日本ツーリスト 株式会社スポーツ・ウェルネス営業支店 ③株式会社 JTBBizネスソリューション事業本部第四事業部 ④株式会社 三越伊勢丹ニッコントラベル ⑤株式会社 霞が関トラベル 契約金額： ①32,448,993円 ② 2,603,621円 ③ 2,974,400円 ④ 4,469,850円 ⑤ 3,393,780円 契約締結日： ①令和7年5月9日 ②令和7年5月29日 ③令和7年8月7日 ④令和7年8月25日 ⑤令和7年9月26日

公募型方式	1	契約件名： 白葡萄酒の購入 契約相手方： 株式会社 明治屋 契約金額： 3,870,000円 契約締結日： 令和7年9月3日
不調・不落随意契約	1	契約件名： 宮内庁分庁舎改修工事 契約相手方： 清水建設 株式会社 契約金額： 1,254,000,000円 契約締結日： 令和7年9月24日
委員からの意見・質問等	○ 詳細は別紙のとおり。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	○ 特になし。	

2. 宮内庁調達改善計画について

委員からの意見等	○ 特になし。
意見等に対する回答	○ 特になし。

○ 次回の契約監視委員会は、令和8年7月頃開催予定とされた。

1. 一般競争入札の抽出案件 ①

(1) 京都御所ほか火災報知設備等保守業務（最低価格落札方式）

※低落札率となった案件

【契約の概要】

本業務は、京都御所、京都大宮仙洞御所、正倉院、各離宮及び陵墓関係における自動火災報知設備の保守点検業務を行うものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札率が極端に低いが、予定価格の設定は適切であったか。 ・ 適切な業務が行われることの担保はどう考えているか。 ・ 入札額が安価な状況が続いているが、業務の質が担保されているのであれば、予定価格の設定方法を検討する余地があるのではないか。受注構造や他省庁が発注している業務との違い等を調査してみてもどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算定については、「国土交通省建築保全業務積算基準及び同解説」、「建築保全業務労務単価」を参考とし、保守対象設備に応じた標準歩掛かりと労務単価を用い積算しているため適切であると考えている。 ・ 入札時に競争参加資格要件として当所業務と同等以上の業務実績を求めており、点検時においても当庁職員の立会いの下、消防法等により定められた基準に基づき有資格者が業務を行うこととしており、担保できていると考える。 ・ 今後検討していきたい。

1. 一般競争入札の抽出案件 ②

(2) 宮内庁病院患者給食調理業務（最低価格落札方式）

【契約の概要】

本業務は、宮内庁病院における入院患者に対し食事の提供を行うものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者が少なく、落札率が高くなった理由は何か。 ・ 競争性を高める工夫はされていたか ・ 継続的に提供していくためにも、小規模病院向け病院食や冷凍食など、選択肢を幅広く持って検討してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院患者給食調理業務は一般的には常駐であるが、宮内庁病院は入院患者数が少ないため、費用対効果の面から非常駐としていているところ、対応できる業者は限られている。また、最も安価な見積額を予定価格に設定したが、その安価な見積額を提出した業者が同額で落札したため、落札率が100%と高くなった。 ・ 応札した2者以外にも声掛けはしているが、人練りが難しいと断られることが多い。 ・ 費用面や配膳方法なども含め勉強してまいりたい。

1. 一般競争入札の抽出案件 ③

(3) 広報用写真・動画素材制作業務（最低価格落札方式）

※低落札率となった案件

【契約の概要】

本業務は、広報用写真・動画素材の制作を行うものである。

意見・質問	回 答
<p>・落札率が極端に低いが、予定価格の設定は適切であったか。</p>	<p>・落札者を含む3者より見積書の提出を受け、3者のうち最も安価であった落札者の金額を予定価格とした。落札率が極端に低い結果となったが、他者の応札金額が落札者と同様の低額であることはなく、また、応札額が予定価格の前後に分布している点からも、予定価格の設定に問題があったとは考えていない。</p>

1. 一般競争入札の抽出案件 ④

(4) 宮内庁公開システム基盤等改修及び運用保守業務（総合評価方式）

※応札者が1者の案件

【契約の概要】

本業務は、宮内庁が運用するシステム基盤等の改修及び運用・保守を行うものである。

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札となった理由は何か。 ・ 今後に向けた改善策はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書を受領した事業者へ辞退理由を聴取した結果、開発実行体制の確保が困難である、開発期間が短く、請負うことが困難である、開発作業要員に求められる資格等の要件を満たすことが難しい、といった回答があった。 ・ 資格等の要件については国の統一基準に基づいているため、緩和することは困難であるが、改善策として、今後の入札においては、事業者側の開発期間をより長く確保できるよう、入札に係る計画の見直しを図り、対応が十分可能な期間を設けるよう努めてまいりたい。

2. 随意契約の抽出案件 ①

(5) 航空機座席借上 (外) (特命随意契約)

※同種の5件を一括して審議

【契約の概要】

本業務は、皇族の外国御訪問に際し、随従員の航空機の座席 (外) を借り上げたものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5件とも特命随意契約の理由書に「対応できるのは同社のみである」旨の記載があるが、契約相手方は複数ある。「同社のみ」の意味するところは何か。 ・ 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(会計法第29条の3第4項)であると言えるのか。 ・ 他者では本当にできないのかという点については説明不足であると感じるため、価格競争ができない性質のものであるかについては企画競争や総合評価、公募といった 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者が皇族殿下の航空券等を手配しているが、急な変更時に皇族殿下の航空券と同じ条件で変更する必要があるため、主催者と同じ旅行代理店を利用する必要がある。主催者が変われば契約相手方も変わるため、いずれも対応できるのは「同社のみ」としている。 ・ 主催者が旅行代理店を利用しない場合に、特定の相手方と契約しているところ、皇族殿下方の外国御訪問における航空機座席借上では、御訪問日程等の変更や、気象条件等、不測の事態が発生し、航空便の変更を余儀なくされる場面があり、臨機応変な対応が不可欠である。契約相手方は、これまで航空機座席借上において、適切に対応した多くの実績と高い信頼性を有している。 以上のことから、契約の性質が価格競争になじまないものとする。 ・ 事業者を幅広く情報収集するなど、調査してまいりたい。

<p>方式が検討できないか。また、契約手続きにおける時間的な制約については他省庁の事例などを調査し、特命随意契約を継続するのであれば、根拠となる説明ぶりについてももう少し整理してほしい。</p>	
---	--

2. 随意契約の抽出案件 ②

(6) 白葡萄酒の購入（公募型）

【契約の概要】

本業務は、宮中晩餐及び宮中午餐に供する白葡萄酒の調達を行うものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none">・応募者がいなかった理由は何か。・今後に向けた改善策はあるか。	<ul style="list-style-type: none">・市場調査を行ったところ、「フランス産ワインは人気が高く、当庁が求める数量の確保が困難」「輸入品であり購入の確約が得られないと現地卸売業者の担保が取れない」「需要が高まる時期に向けて在庫を確保しておく必要がある」等の回答であり、納入数量の担保が困難であることが要因であったものと考ええる。・上記を踏まえ、調達数量の見直しを行い、定期的に在庫補充を行うことを検討したい。

2. 随意契約の抽出案件 ③

(7) 宮内庁分庁舎改修工事（不調・不落随意契約）

【契約の概要】

本工事は、宮内庁分庁舎の改修を行うものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札において1者入札となった理由は何か。 ・今後に向けた改善策はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・辞退した各事業者に辞退理由をヒアリングしたところ、「業務多忙につき受注できない」「繁忙につき配置できる技術者が不足している」「提示の工期において施工体制を構築することが困難」等の回答があり、昨今の都心等における多くの大規模工事の発注、人出不足、物価上昇や人件費の高騰等の要因によるものと推察される。 ・工期を調整することで施工体制を構築することが可能となれば、複数者による入札となる可能性もあるため、引き続き、事業者が応札しやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えている。